

日本と台湾における環境教育法制の運用をめぐる課題と展望

—— 比較研究にむけた予備的検討 ——

齊藤 雅洋(高知大学)

佐藤 秀樹(江戸川大学)

張子超(国立台湾師範大学)

キーワード：環境教育等促進法、台湾環境教育法、環境行政、環境リテラシー、市民協働

はじめに

2019年時点において、環境教育に関する法律を制定している国は、米国、ブラジル、日本、韓国、フィリピン、台湾、コロンビア、アルメニアの8カ国である。世界的に見て、東アジアは環境教育法制の立法化が進んでいると言えるだろう。日本では、2003年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(以下、環境教育推進法)が制定され、2011年に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下、環境教育等促進法)へと法改正された。韓国では、2008年に「環境教育振興法」が制定され、2015年に法改正された。台湾では、2010年に「環境教育法」が公布され、2011年から施行された。しかし、日本における環境教育法制に関する国際比較研究の状況を見ると、各国の環境教育法制の特色を明らかにしているものが多く(高橋・井村2005、太田2009、公益社団法人商事法務研究会2017)、法律の運用状況の国際比較研究はあまり進んでいない。

そこで、筆者たちは、日本、台湾、韓国の3カ国の環境教育法制のすべての条項を一覧にして、各国の条項の共通点・相違点を整理し、相違点が生じる要因として行政の役割に着目し、3カ国の環境教育法制及びその運用を担う行政の特徴を次のように仮説的に提起した(Saito M et al 2019)。

すなわち、日本の環境教育法制は国民の自主的・主体的な環境保全活動や環境教育の条件を整え、活動を促進させるという特徴があった。それに対して、台湾の環境教育法制はその全体的な枠組みから行政主体で環境教育を推進し、環境教育の受講を義務化している点に特徴があった。また、韓国の環境教育法制は日本や台湾に比べて、ノンフォーマル教育を法律の中に明確に位置づけており、学校環境教育と社会環境教育の

両方をバランス良く推進しようとしている点に特徴があった。そして、3カ国の環境教育法制を比較したときに、特筆すべき相違点は法律の持つ拘束力にあった。日本では「努めるものとする」という努力規定が多いのに対し、台湾・韓国では「しなければならない」という義務規定が多くみられる。しかし、台湾では財政的な裏づけを示す規定があるのに対し、韓国には財政的な裏づけを示す規定がない。

このような3カ国の環境教育法制の比較をふまえ、筆者たちは環境教育の振興・推進における行政の役割について、3カ国とも環境教育のための条件整備を主な役割としているが、日本と韓国の行政は支援者であるのに対し、台湾の行政は推進者である。また、日本と韓国の支援的な役割についても違いがあり、韓国は行政を支援主体と位置づけているのに対して、日本では市民や民間団体等との協働的な支援主体を前提としているため、日本の行政の役割はそうした支援主体の後方支援にあることを提起した。

本稿は、以上の筆者らの国際共同研究をふまえ、日本と台湾の環境行政に焦点化し、日台両国の環境教育法制の運用をめぐる課題とその解決にむけた展望を探索することを目的として、次の2点についての検証を行う。

第1は、日本と台湾の環境教育法制の下での環境行政の役割である。環境行政の主な役割は、日台両国ともに環境教育のための条件整備であるが、日本の環境行政は後方支援者であるのに対し、台湾の環境行政は推進者という違いがある。両国の環境教育法制における環境行政の位置づけや省庁間の関係に注目し、両国の環境行政の役割を特徴づけている要因を探求する。

第2は、日本と台湾における環境教育法制の成果と限界である。ESD(Education for Sustainable Development) や SDGs(Sustainable Development Goals)などのグローバルな課題を反映するための法改

正の動向をふまえ、両国の法制度の施行状況や環境教育・ESD・SDGsを推進するためのしくみとしての成果と限界を検証する。

1. 日本の環境教育法制における環境行政の役割

環境教育推進法は、2002年のヨハネスブルグ・サミット(持続可能な開発に関する世界首脳会議)において、日本政府とNGOによる「国連・持続可能な開発のための教育の10年」(2005～2014)の共同提案や、小泉内閣総理大臣による「教育のための人づくり・パートナーシップ」の提唱などを受けて、超党派による議員立法により、2003年に制定された。そして、環境教育推進法に基づき、2004年には「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が策定され、学校や職場等で環境教育を推進するための諸施策が実施された。

降旗(2010)は、環境教育推進法の制定に際しては、国会議員だけではなく、NPOや環境省が大きな役割を果たしたと指摘している。NPOは法律の骨子案の提案や広報・署名活動などを行ない、法制定に向けた機運を高めた。また、環境教育推進法は、環境省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、経済産業省の5つの省を主務官庁としているが、とりわけ環境省は法制定にむけた省庁間の調整や国会議員への根回しに重要な役割を果たした。

2011年に改正された環境教育等促進法も、改正前の環境教育推進法同様に5省による共管であるが、特に環境省と文部科学省が中心的な責任を負うことが明記されている(第7条4項)。しかし、環境教育等促進法においても、環境教育は環境保全を促進するための手段としての位置づけであるため、環境省は教育政策を所管する文部科学省と調整しながら中心的な役割を担っており、行政内における法制度の運用に変化は生まれていない。高橋(2012)は、この点について環境教育等促進法がめざす方向性に環境教育やESD活動を法律や政治・行政によって指導・担当するというモチーフがなく、国民や民間団体のアイデアやこれまでの成果を利活用して活動の拡大を図っていこうとしていると指摘している。こうした日本の環境行政の後方支援者としてのスタンスは、議員立法による法制定という出自だけではなく、5つの省庁による共管で、特に文部科学省と共同で中心的な役割を担うという法制度を運用するなかでつくられたと考えられるのではなかろうか。

2. 日本の環境教育法制の成果と限界

(1) 環境教育推進法の課題

環境教育推進法には施行後5年をめどとした法改正が明記されており、環境省は2006年に「環境教育の現状に係る包括的調査」を行い、2007年に「環境教育の推進に係る制度的検討業務報告書」を取りまとめ、法の施行状況調査を実施して法改正に向けた検討を行った。これらの調査によって、環境教育が意識や知識の向上に寄与していることが明らかとなった。その一方で、取組みの広がりや欠けることや、暮らしや地域活動、事業のなかでの行動に結びついていないこと、そして活動主体による政策提言等が少ないこと、さらには活動する人材が固定化・高齢化しており、人材の広がりが見られないことなどが、課題として指摘されている(藤村2008)。また、法律の施行状況に十分な効果が見られない要因として、「市民・NPO等がこの法律を使いこなせていない」ことや、「関係省庁の環境教育に対する熱意のなさ」、環境教育は文部科学省の主管で、環境保全活動は環境省が主管という縦割り行政の弊害、学校教育における環境教育の義務化や税制を含めた環境保全活動促進のしくみづくりが進まなかったことなども指摘されている(藤村2008)。

(2) 環境教育等促進法の施行状況

環境教育推進法は訓示規定中心であったが、2011年に改正された環境教育等促進法は、国民、民間団体等の環境教育等の自発的な取組みを一層促進することを目的に、環境教育のリーダーとなる幅広い実践的人材の育成等の仕組みの拡充や、ESDの視点や考え方をより意識的に取り込んでいる。例えば、環境教育の定義は、「環境保全についての理解を深めるための教育及び学習」から「持続可能な社会の構築を目指して、環境と社会、経済、文化とのつながりその他環境保全の理解を深めるための教育及び学習」へと改正された。また、環境教育等促進法における協働取組に関する規定は、ESDが多様なステークホルダーによる連携を促進してきたことを意識的に取り込んだものであると考えられるだろう。

次に、環境教育等促進法の施行をめぐる近年の状況について確認しておこう。第1に、地方公共団体や学校の状況である。都道府県・市町村の行動計画を作成している団体数(第8条)は、都道府県33団体、政令指定都市5団体、中核市5団体、市町村6団体である(2017年8月時点)。このうち、環境教育等推進協議会(第8条の2)を組織しているのは、都道府県5団体

のみである(2017年8月時点)。協働取組のための協定(第21条の4)の締結数は、8件(2016年8月時点)である。また、第9条において、学校教育等における環境教育に係る支援に関する規定があるが、環境省の担当者によると、学校自体が忙しく、環境教育に関する取組みはあまり進んでいないという認識を示している¹。

第2に、環境保全のための国民の取組を促進するための各種制度の指定・認定状況である。「環境教育等支援団体(10条の2)」は5件(2018年1月時点)と、その指定は進んでいない。それに対して、人材認定等事業の登録(11条)は、登録事業数47件(2018年1月時点)と運用が進んでいる。森林インストラクター養成・認定事業、ピオトープ管理士認定・育成事業、ネイチャーゲーム指導者養成事業などが、登録認定を受けており、認定受講者数は年間計約6,300人(2016年度)である。体験の機会の場の認定(第20条)は15件(2018年1月時点)であり、体験者数は年間約32,000人(2016年度)である。この認定を受けている事業者・団体が集まり、体験型環境教育の品質向上や専門的な人材育成を目的として、2017年に石坂産業株式会社がイニシアチブをとり、「体験の機会の場」研究機構が設立された。同年に、機構は環境省と協定を締結し、環境省と協働して「体験の機会の場」の拡大にも取り組んでいる。

第3に、第21条の2において、国・地方公共団体は環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する政策形成に民意を反映させることを謳っている。そして、国民や民間団体から国や地方公共団体に対して環境保全に関する様々な政策提言をすることも可能とされているが、そのような事例はいまだないという²。

(3) 環境教育等促進法の課題

こうした環境教育等促進法の施行状況に対して、環境省の担当者は次の2点を課題として挙げている³。第1は、環境教育等促進法への環境省内の認識をめぐるものである。環境省の各部局のスタッフが環境教育等促進法を実施することのメリットを共有していないことや、環境省の地方事務所職員がガイドラインやその運用方法を認知していないことを挙げている。環境教育等促進法には運用のためのガイドラインとして、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」がある

が、それが十分に活用されていないということである。

第2は、環境教育に対するニーズの低下である。環境教育やESDを盛り上げていくためには、行政、企業、NGOの連携・協力がより一層求められる。しかし、NGO/NPOの人手・資金の不足、環境教育のニーズの低下が顕著になっており、環境教育だけを促進しようと思ってもこれ以上進まないという実態があるのではないかと指摘している。

また、環境省は環境教育等促進法附則第2条第1項の「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」という規定に基づき、環境教育等推進会議を設置し(同法第24条の2第2項)、2018年1月から3月にかけて今後の環境教育施策の在り方等についての検討を行っている。その検討結果は、環境教育等推進専門家会議「『環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律』の施行状況の検討について(報告)」(2018年3月)にまとめられた。この報告書によると、国民のライフスタイルの状況は、節水・節電等の身の周りの生活に係る規範意識は高い水準を保っており、今後は、持続可能な社会づくりへの主体的な参加と、その意欲を育むための体験活動の意義を捉え直した上で、民間企業等が行う「体験の機会の場」を「地域や国を越えた交流拠点」と位置づけ、関係省庁が共同してその活用やPRを積極的に行っていくべきと提言している。これにより、2018年6月に環境教育等促進法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」の変更が閣議決定され、体験活動の意義を捉え直すとともに、「体験の機会の場」の積極的な活用を図ることなどがより強調された。

(4) 環境教育等促進法の限界

環境教育等促進法の施行状況を概観すると、日本の環境行政は環境教育の推進により国民の環境保全に対する知識の習得や意識の向上に一定の貢献をしてきたと考えられる。しかし、その一方で、環境教育や環境保全活動の広がりには欠け、各種指定・認定制度の取組状況に伸び悩みがあるようにも思われる。実際に各種指定・認定制度の適用やこの法律を活用した取組を

¹ 2017年9月6日に行われたオフィス条約を日本で実現するNGOネットワーク主催の勉強会における、環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室室長・永見靖氏の説明による。

² 注1と同じ

³ 注1と同じ

している個人や組織は一部にとどまっているのが現状であろう。こうした施行状況から何を教訓としていくべきか。降旗(2018)は、次のような問題提起をしている。

『法律ができれば世の中がかわる』というシンブルな発想だけでよかったのか。実際の学校や地域の現場で、ESDや環境教育を進める際の制度的な障壁が何で、それを取り除いていくための現行の法律の見直しを求める運動を着実に展開するという発想でもよかったのではないかと思えるのだがどうだろうか。(降旗ほか 2018 51)

また、五十嵐(2005)は、環境教育推進法には強制力や義務となる規程が少なく、拘束力もほとんど存在しないことから、「個人の自発性待ち」とも言える実効性の欠如と、普遍的理念的枠組みの欠落を指摘し、個人の関心・意識の高まりを自発的な行動へと結びつけていくためには、環境教育の基礎となる環境倫理の議論を深めていく必要性を論じている。五十嵐の指摘は、環境教育等促進法改正前の環境教育推進法に対する批判であるが、環境教育等促進法の現状にも当てはまる指摘であると思われる。環境教育等促進法は、確かに改正前の環境教育推進法と比べ、環境教育を推進する担い手の裾野を広げるための諸制度が充実した。しかし、市民主導の環境教育運動を推進するための条件整備という環境教育推進法の性格を引き継いでおり、「個人の自発性待ち」とも言える、人々に環境教育への強い意欲があることを前提とした制度設計となっているのではなかろうか。

3. 台湾環境教育法における環境行政の役割

「台湾環境教育法」は2010年に可決され、2011年に発効された。対象はすべての市民で、この法律の目標は市民の環境意識、知識、態度の向上であり、その結果、持続可能な開発に向けての行動を起こすことである。台湾における環境行政の役割は、環境教育の推進に積極的な役割を果たしてきた。環境教育は、行政組織法によって規定されている台湾の環境行政の法的な義務を持つ。学校教育では、年4時間の環境教育を行うことや環境教育推進員を配置することが義務化された(許他2019)。インフォーマルな環境教育は行政院環境保護署が担当し、台湾政府教育部の情報・科学教育局がフォーマルな環境教育を担当している。

行政院環境保護署は、地域の環境保護行政を主導している。そして、地域社会における環境教育の実施とNGOに資金を提供して環境教育を促進し、地域の環境を保護するための取り組みを行っている。

台湾政府教育部の情報・科学教育局は、小学校から大学まで、リサイクル、節水、グリーンエネルギー、気候変動、持続可能な開発などの環境教育を担当している。

行政院環境保護署と台湾政府教育部ともに、環境教育は行政組織法により毎年実施されることが定められており、計画、実施、評価の一連のプロセスを通じて環境教育プロジェクトを実施する必要がある。環境教育は、1987年に行政院環境保護署が設立されてから30年以上にわたって推進されており、環境行政が学校や社会における環境教育を推し進めてきた。

行政組織法に加えて、台湾環境教育法は、毎年、行政院環境保護署と台湾政府教育部に環境教育を実施することを義務付けている。そして、台湾環境教育法を実行に移すための特定の予算(環境教育基金)が環境行政に割り当てられている。

4. 台湾環境教育法の成果と限界

(1) 台湾環境教育法の成果

台湾環境教育法の最終的な目標は、環境教育に対する市民の意識、知識、態度、技能の向上であり、その結果として、持続可能な開発のための行動に結びつけることである。そのために重要なことは、市民が環境リテラシーを身につけることである。昨今の全国調査では、過去と比べると市民の環境リテラシーが向上していることが分かった。市民の環境リテラシーに関する全国調査は、環境と持続可能な開発に対する市民の意識、知識、態度に関する成果を理解するため、有意義な結果となった。

2011年に台湾環境教育法が制定されて以来、学校での環境教育、環境教育推進員の配置や環境教育施設の認定により、専門家や組織が環境教育の承認を受けられるようになった。その結果、人々や組織の環境教育に対する意識と関心が高まっていると考えられる。このような認証制度は、人々や組織が環境教育を学び、実践するのに役立ち、その結果、環境リテラシーを向上させる。行政院環境保護署によって認定された環境教育推進員と環境教育施設の数は、2020年11月には149人と4施設、そして、2020年12月にそれぞれ186人と5施設となっている(Environmental Professionals Training Institute)。

また、先行研究(黄他2017)によれば、「法が制定されて以降、集落による環境教育の体験学習が各地で積極的に進められ、環境教育実施施設・場所の類型の中で、「集落経営型」と言われる取り組みを生み出すこととなった」と考察している。本件を踏まえ、市民の

環境リテラシー向上に寄与したもう一つの理由は、台湾環境教育法が制定されて以来、教育を提供する場所（集落）における体験型の環境教育が促進され、環境教育施設等で「集落経営型」の環境教育がより多くうみだされたことによるものと言えるかもしれない。

(2) 台湾環境教育法の限界

台湾環境教育法は、持続可能な開発が世界的に歓迎されてきた2011年に制定された。その結果、持続可能な開発に対する市民の意識、知識、態度、行動の促進が台湾環境教育法の環境教育の目標として指定された。しかしながら、指標と行動戦略を備えた具体的な目標として2015年に正式に採択されたSDGsは、台湾環境教育法の中に含まれていない。台湾環境教育法の限界は、問題解決へ向けたSDGsの意味を認識せずに、単なる持続可能な開発目標として位置づけているだけである。もう一つの台湾環境教育法の限界は、国際協力の視点の欠如である。台湾環境教育法は、主として市民とコミュニティのための環境教育に焦点を当てている。

5. 日本と台湾における環境教育法制の課題と展望

本稿は、日本と台湾の環境教育法制の運用をめぐる課題とその解決にむけた展望を探索することを目的に、次の2点についての検証を行った。

- ① 日本と台湾の環境教育法制の下での環境行政の役割について、両国の環境教育法制における環境行政の位置づけや省庁間の関係に注目し、両国の環境行政の役割を特徴づけている要因を探求した。
- ② 日本と台湾における環境教育法制の施行状況をふまえて、ESD・SDGsなどのグローバルな課題を推進するためのしくみとしての成果と限界を検証した。

①の環境行政の役割について、日本の環境教育推進法の制定に当たっては、行政が後方支援となる一方で、市民、特に、NPO等の非営利組織が大きな影響を与えてきた。また、日本の環境教育は、環境省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、経済産業省の5つの省を主務官庁とした横断的な取組みとなっている。日本の環境教育推進法の運用については、環境教育が国民の環境保全に対する知識の習得や意識の向上に寄与してきた一方で、環境リーダー育成等の取組みに広がりや欠けており、活動主体による政策提言の

少なさや、市民・NPOによる法律の活用の不十分さが課題として指摘されてきた。この課題は環境教育等促進法への改正後も解決には至っていない。課題の背景には、法律上、環境教育の推進が努力義務であり、法的拘束力がないことが指摘されているが、それに加えて縦割り行政の弊害や行政職員の熱意の不十分さも要因として考えられている。

一方で、台湾は、行政が台湾環境教育法の策定の主導者となり、その推進者として市民への環境保全に対する知識の習得、意識の向上、態度の変容や持続可能な発展に向けた行動を推進してきた。台湾環境教育法は法的拘束力があることに加えて、行政院環境保護署が地域社会におけるインフォーマルな環境教育を行い、台湾政府教育部の情報・科学教育局が小・中・高・大学の教育機関における公式な環境教育を担当するという役割分担ができていた。台湾環境教育法における運用の役割分担とその持ち場が明確になることで、それぞれの対象者に併せたかたちでの環境教育のアプローチが円滑に進み、市民、教師、生徒の環境リテラシーの向上につながったと考えられる。しかし、台湾環境教育法の運用は、市民の環境教育に対する自主性がどこまで浸透・定着してきたかは、今回の研究から明確に導きだすことはできなかった。

②のESD・SDGsなどのグローバルな対応について、日本では2011年に改正された環境教育等促進法により、国民、民間団体等の様々なステークホルダーと連携・協働した環境教育等の自発的な取組みをより促進することを目的に、環境教育リーダーとなる多様な視点を持った実践的人材の育成やその仕組みの拡充、並びにESDの視点や考え方をより意識的に取り込んできた点は評価できる。しかし、ESDの視点を取り入れた上での環境教育等促進法の運用の波及効果や社会にどのような影響を与えてきたのか把握するのは、難しいのが現状である。一方、台湾では、台湾環境教育法とESDとの詳細な関連性の内容を明確にすることはできなかったが、台湾環境教育法には問題解決へ向けたSDGsの意義が十分に認識されていないことや、国際協調の視点の欠如が課題として挙げられた。両国共に、ESDとSDGsの多様性のある且つ国際的な視点からの環境教育法制の運用を検討していくことが重要であり、そのための評価やその測定方法の開発が課題である。

日本の環境教育等促進法と台湾の環境教育法の運用をめぐる現状と課題

項目/国	日本	台湾
(1)所管する省庁	環境省、文部科学省、国土交通省、農林水産省、経済産業省の5つの省を主務官庁	・行政院環境保護署：地域社会におけるインフォーマルな環境教育を担当 ・台湾政府教育部の情報・科学教育局：小・中・高・大学の教育機関における公式な環境教育を担当
(2)行政の役割	支援者	推進者
(3)法体系における位置づけ	努力義務	法的拘束力のある義務
(4)立法過程における主要な主体	環境省、市民	国家
(5)環境教育促進法の成果	国民の環境保全に対する知識の習得や意識の向上	市民、教師、生徒の環境リテラシーが向上
(6)人材育成・施設認定制度	有	有
(7)課題	・環境教育に対するニーズの低下 ・縦割り行政の弊害や法的拘束力の欠如により、広がりが欠如 ・活動主体による政策提言等が少ない ・人材の固定化・高齢化	問題解決へ向けたSDGsの意義が十分に認識されていない 国際協調の視点の欠如

最後に課題解決にむけた展望を考察する。今後、日本の環境教育等促進法の運用による取り組みを広げていくためには、行政職員が法律の運用のモニタリング・評価内容を把握して法律の効果に対する意識を高めていくと共に、その運用効果をより向上させていくための研修会を開催することや、行政、企業、教育機関および市民・NPO等の様々なステークホルダーの連携・協働を確かなものとするべく定期的な意見交換会を実施していくことが重要と考えられる。また、台湾においては、法的な拘束力により環境教育の義務化が進む一方で、これまで培ってきた市民、教師、生徒の環境リテラシーを利活用できる場づくりを通じた環境教育に対する自主性を促すための仕掛けづくりを進め、市民の自立発展性を促しながら市民力による環境教育の浸透・定着を図っていくことが求められよう。そして、日本と台湾では、ESDやSDGsに関する多様性のある且つ国際的な視点を取り入れた環境教育法制の運用を明確に位置付け、全体を俯瞰した上での戦略的な法律の運用を進めるための段階的な行動計画の策定を、様々なステークホルダーの協力の下に進めていくことが考えられよう。

※本稿の執筆は、齊藤雅洋がはじめに・1・2、張子超が3・4、佐藤秀樹が5を担当した。また、3・4の日本語への翻訳は佐藤が担当した。

【引用文献】

- 藤村コノエ(2008)「環境教育推進法の成果と課題」『環境情報科学』37(2), 30-35.
- 降旗信一(2010)「社会教育・生涯学習関連法としての環境保全活動・環境教育推進法の課題」日本社会教育学会編『教育法体系の改編と社会教育・生涯学習』東洋館出版社, 96-109.
- 降旗信一・榎本弘行(2018)「ESDのための法制度」小玉敏也・鈴木敏正・降旗信一『持続可能な未来のための教育制度論』学文社, 39-57.
- 黄琬恵・清水夏樹(2017)「台湾における環境教育法の施行と集落経営型の環境教育の実態」『環境情報科学 学術研究論文集』(31), 83-88.
- 五十嵐有美子(2005)「日本における環境教育の課題——環境省・文部科学省『環境保全活動・環境教育推進法基本方針』の検討から」『教育』55(11), 104-110.
- 公益社団法人商事法務研究会(2017)「平成28年度諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析業務報告書——Part1 環境権関係／基本問題(環境教育)関係／予防原則関係」
- 太田絵里(2009)「韓国,日本,ブラジル,米国の環境教育に関連した法律の比較研究」『日本環境教育学会関東支部年報』(4) 23-28
- Saito, M., Sato, H., Chang, T. C., and Kim, C. 2019. Comparative Study on the Environmental Education Acts in Japan, Taiwan, and Korea.

- Japanese Journal of Environmental Education, 28 (4), 44-51.
- 許容瑜・伊藤雅一・岡村聖(2019)「台湾における小学校の環境教育と児童の環境意識の関係性－苗栗県の小学校を事例として」『環境情報科学 学術研究論文集』(33), 121-126.
- 高橋正弘・井村秀文(2005)「日本・韓国・中国における環境教育の制度化の実態に関する比較研究」『環境教育』14(3), 3-14.
- 高橋正弘(2012)「環境保全活動・環境教育推進法の改正に関する一考察」『大正大学研究紀要』(97), 192-186.
- Environmental Professionals Training Institute, https://eecs.epa.gov.tw/frontRWD/_cert/index.aspx (2021年9月16日閲覧)

Issues and Prospects for the Operation of Environmental Education Legislation in Japan and Taiwan

— Preliminary Research for Comparative Research —

Masahiro Saito (Kochi University)

Hideki Sato (Edogawa University)

Tzuchau Chang (National Taiwan Normal University)

The purpose of this research is to sort out the issues surrounding the operation of environmental education legislation in Japan and Taiwan, and to consider how the legal system should be operated in the future. To that end, we attempted to verify the operation of the environmental education legislation so far from the following two perspectives. The first is the difference in the roles of environmental administration between Japan and Taiwan. In the legislative process, we focused on the position of environmental administration in the legal system and the relationships between ministries and agencies, and verified the background factors related to the difference in the roles of environmental administration between Japan and Taiwan. The second is the achievements and barriers of environmental education legislation in Japan and Taiwan. We considered the enforcement status of the legal systems of both countries and the achievements and barriers of the mechanism for promoting environmental education, ESD and SDGs.

Japan's environmental administration has contributed to the acquisition of knowledge and awareness of environmental conservation among people by promoting environmental education. On the other hand, due to the negative effects of the government's vertical administrative structure and lack of legal binding force, environmental education and environmental conservation activities are lacking in expansion. In the future, in order to expand the efforts of the Environmental Education Promotion Law in Japan, administrative staff will grasp the contents of monitoring and evaluation of the operation of the legal system, raise awareness of the effects of the legal system, and operate the legal system. It is important to hold workshops to further improve the effects and to hold regular discussion meetings to ensure cooperation with various stakeholders.

On the other hand, Taiwan's environmental administration is a leader in the enactment of environmental education law, and as a promoter of legal system operation, it aims to acquire knowledge about environmental conservation for citizens, raise awareness, change attitudes and promote actions for sustainable development. In addition to being legally binding, the Act of Environmental Education is responsible for informal environmental education in the local community by the general office of the Environmental Protection Administration, and the department of information and technology education of the Ministry of Education is in charge of formal